

審 査 基 準

平成12年4月1日作成

法 令 名 : 古物営業法施行規則
根 拠 条 項 : 第12条第1項
処 分 の 概 要 : 行商従事者証及び標識の様式の承認
原権者(委任先) : 熊本県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法第11条第2項(行商従事者証)、第12条(標識) 古物営業法施行規則第10条(許可証の書換えの申請)、第11条(標識の様式)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 30日
申 請 先 : 熊本県警察本部生活環境課
問 合 せ 先 : 熊本県警察本部生活環境課(電話番号:096-381-0110)
備 考 :